



基本理念

■環境基本条例の目指すべき目標として4つの基本理念が定められています。

1. 良好な環境の保全・創造と将来世代への継承

本県の恵み豊かな環境は、現在のみならず将来の県民の生活、産業、文化を支える基盤であり、また、自然の復元能力には限度があることから、環境を良好な状態で将来の世代に継承できるよう環境の保全及び創造を適切に行っていくことが必要です。

2. 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築

本県社会が持続的に発展して行くためには、経済の発展を図りながらも、資源、エネルギー利用の一層の効率化、廃棄物などの排出量の削減、循環型社会の構築に努め、環境への負荷の少ない健全な社会づくりを進めることができます。

3. 人と自然との共生の確保

本県の優れた自然環境の恵みを受け続けるためには、地域の特性に応じて多様な生態系が健全に維持されるように配慮するとともに人と自然との豊かなふれあいを保ちながら、人と自然との共生が確保されるように適切に行っていくことが必要です。

4. 地球環境保全の積極的推進

地球環境保全については、人類共通の課題であるとともに、地域社会における資源やエネルギーの生産、流通、消費などと密接なかかわりを持っており、すべての事業活動、日常生活において積極的に推進することが必要です。